

第 1 9 8 回 定 例 会  
決 算 審 査 特 別 委 員 会 会 議 録

（ 平 成 2 0 年 1 2 月 1 1 日 ）

む つ 市 議 会

むつ市議会決算審査特別委員会（第4号）

○開会の日時 平成20年12月11日 午前10時00分開議  
午後 零時20分散会

○場 所 むつ市議場

○出席委員（23人）

委員長	白井二郎	副委員長	千賀武由
委員	鎌田ちよ子	委員	澤藤一雄
"	新谷泰造	"	目時睦男
"	工藤孝夫	"	横垣成年
"	川端一義	"	岡崎健吾
"	山本留義	"	佐々木隆徳
"	菊池広志	"	半田義秋
"	高田正俊	"	山崎隆一
"	川端澄男	"	村川壽司
"	浅利竹二郎	"	新谷功夫
"	斉藤孝昭	"	富岡幸夫

○欠席委員（1人）

委員	野呂泰喜	委員	富岡修
----	------	----	-----

○説明のため出席した者

副市長	野戸谷秀樹
公営企業管理者	遠藤雪夫
監査委員	馬場重利
総務部長	新谷加水
総務部防災調整監	岩崎金蔵
企画部長	阿部昇
企画部副理事	近原芳栄
民生部長	佐藤吉男
保健福祉部長	吉田市夫

經 濟 部 長	櫛 引 恒 久
建 設 部 長	太 田 信 輝
選挙管理委員会事務局長	大 芦 清 重
監 査 委 員 事 務 局 長	齋 藤 純
教 育 部 長	佐 藤 節 雄
教育委員会事務局理事	高 田 文 明
公 営 企 業 局 長	佐 藤 純 一
總 務 部 稅 務 調 整 官	對 馬 映 子
總 務 部 副 理 事 管 財 課 長	新 谷 正 幸
總 務 部 副 理 事 稅 務 課 長	赤 田 比 等 史
企 画 部 財 政 調 整 監	下 山 益 雄
建 設 部 次 長	工 藤 裕
教育委員会事務局副理事 總 務 課 長	安 藤 哲 雄
教育委員会事務局副理事 市 民 入 水 一 ツ 課 長	成 田 晴 光
教育委員会事務局副理事 学 校 教 育 課 長	宮 木 則 男
公 營 企 業 局 副 理 事 總 務 課 長	石 田 武 男
總 務 部 情 報 シ ス テ ム 課 長	山 本 伸 一
總 務 部 広 報 広 聴 課 長	井 田 直 樹
企 画 部 企 画 課 長	伊 藤 道 郎
企 画 部 財 政 課 長	石 野 了
民 生 部 国 保 年 金 課 長	大 橋 誠
保 健 福 祉 部 介 護 福 祉 課 長	岩 崎 若 男
經 濟 部 水 産 課 長	笠 井 哲 哉
建 設 部 下 水 道 課 長	齊 藤 鐘 司
建 設 部 建 築 課 長	鏡 谷 晃
農 業 委 員 会 事 務 局 次 長	蛭 名 俊 文
教育委員会事務局学務課長	高 坂 浩 二
大 畑 庁 舎 産 業 振 興 課 長	澤 谷 松 夫
脇 野 沢 庁 舎 建 設 課 長	外 崎 幸 二
建 設 部 下 水 道 課 業 務 係 長	木 村 雅 敏
總 務 部 總 務 課 長	松 尾 秀 一
總 務 部 總 務 課 行 政 係 長	吉 田 真
總 務 部 總 務 課 行 政 係 主 査	澁 田 剛

○事務局出席者

事務局長 河野 健二  
総括主幹 山崎 幸悦  
議事係主 石田 隆司

次長 工藤 昌志  
総括主幹 柳田 諭  
議事係主 井戸向 秀明

(午前10時00分 開議)

○委員長(白井二郎) ただいまから本日の決算審査特別委員会を開きます。

ただいまの出席委員は20人で定足数に達しております。

これより10日に引き続き議案第115号 平成19年度むつ市一般会計歳入歳出決算の審査を行います。

10日は、歳出の質疑が終わっておりますので、本日は歳入から審査してまいります。

それでは、歳入の審査に入ります。

歳入の第1款市税から第21款繰越金まで一括説明を受け、審査いたします。

理事者の説明を求めます。税務調整官。

○総務部税務調整官(對馬映子) それでは、歳入決算のうち第1款の市税についてご説明いたします。歳入歳出決算書の10ページと11ページの上段の数値をごらんください。

当初予算額は、前年度当初予算額に比べますと3億709万3,000円の増で、60億1,838万9,000円を計上いたしました。

11ページの調定額は、前年度に比べますと4億3,349万155円増の67億8,063万3,694円となりました。収入済額は60億7,244万545円となり、前年度に比べますと5億250万1,237円の増額でありました。これに伴います市税の徴収率は、現年度分が97.2%、滞納繰越分が15.6%で、全体では89.6%となり、前年度比で1.8ポイント増となっております。

徴収率が増加した要因は、税源移譲等により増額となった財源を確実に確保するために、地方分権時代に相応した自立執行権の行使による公平、公正な賦課徴収の強化によるものと考えております。今後とも研さんを積み、財源確保に努力してまいります。

不納欠損額は、1億4,613万7,593円となりました。前年度に比べますと1,214万9,217円の増であります。調定額に対する欠損率は2.2%となりました。

欠損処分につきましては、貴重な財源の処分執行でありますので、今後とも徹底した調査による公平、適正かつ慎重に執行してまいります。

収入未済額は、昨年度に比べますと8,116万299円減となり、5億6,205万5,556円となり、昨年度に比べますと12.6%の圧縮となっております。これは、徴収率が増加したことによるものであります。

以上で第1款の市税の説明を終わります。

○委員長(白井二郎) 企画部理事。

○企画部理事(近原芳栄) それでは、市税を除いた部分の歳入についてご説

明申し上げます。

まず、決算書の14ページの第2款地方譲与税についてであります。これは、自動車重量譲与税と地方道路譲与税が市町村道の延長や面積によって案分され、交付されたものであります。

次に、16ページ、第3款利子割交付金についてであります。これは、預金利子等の収入に課税された税の一部を市町村の個人県民税の収入額で案分し、交付されたものであります。

次に、18ページ、第4款配当割交付金についてであります。これは、一定の上場株式等の配当等に課税される税の一部を市町村の個人県民税の収入額で案分し、交付されたものであります。

次に、20ページ、第5款株式等譲渡所得割交付金についてであります。これは、株式等の譲渡所得に課税される税の一部を市町村の個人県民税の収入額で案分し、交付されたものであります。

次に、22ページ、第6款地方消費税交付金についてであります。これは、消費税と同様に課税される地方消費税の一部を国勢調査人口や従業者数等で案分し、交付されたものであります。

次に、24ページ、第7款自動車取得税交付金についてであります。これは、自動車取得税の一部が市町村道の延長や面積によって案分され、交付されたものであります。

次に、26ページ、第8款国有提供施設等所在市町村助成交付金についてであります。これは、自衛隊が使用する飛行場、弾薬庫、燃料庫及びレーダーサイト等の土地、建物及び工作物に対し、固定資産税との均衡を図る趣旨から交付されるもので、10分の7が対象資産の価格の案分により、10分の3が所在市町村の財政状況等を考慮し、交付されたものであります。

次に、28ページ、第9款地方特例交付金についてであります。これは、平成18年度及び19年度に児童手当の制度拡充が行われたことから、これに伴う地方負担の増加に対応するため、児童手当特例交付金が交付されております。また、平成11年度からの恒久的減税による減収を補てんする制度であった減税補てん特例交付金が平成18年度をもって廃止されたことに伴う経過措置として特別交付金が創設されております。

次に、30ページ、第10款地方交付税についてであります。これは、国税の一部を地方公共団体が等しくその行うべき事務が遂行できるよう一定の基準により国が交付するもので、94%が普通交付税として、6%が特別交付税として交付されるものであります。国の三位一体改革による地方交付税の削減の影響で減少傾向にありますものの、4市町村合併による特別措置もあり、

平成16年度の4市町村合計額よりも多い額で交付されております。これは、市の歳入の約3分の1を占める主要な財源となっているものであります。

次に、32ページ、第11款交通安全対策特別交付金についてであります。これは、交通安全施設の設置や管理に要する経費に充てる目的で設けられたもので、交通反則金の収入が交通事故発生件数等で算定され交付されたものであります。

次に、34ページ、第12款分担金及び負担金についてであります。これは、老人ホームや保育所等福祉施設への入所に係る負担金及び平成18年度から始まりました下北圏域障害程度区分認定審査会の設置に係る負担金であります。

次に、36ページから41ページの第13款使用料及び手数料についてであります。これは、斎場、市営住宅、体育施設等各公共施設の利用に係る料金並びに戸籍等の証明や各種検診及び廃棄物処理等多岐にわたる各種行政サービスに係る利用料金収入等であります。

次に、42ページから47ページの第14款国庫支出金についてであります。これは、市の行政全般にわたる事務事業に係る国の負担分や補助金及び委託金であります。国庫支出金の合計額は、約36億円と非常に大きい額となっておりますが、この中の約8億円は電源立地地域対策交付金であります。

次に、48ページから55ページの第15款県支出金についてであります。国庫支出金同様、これも各種事務事業に係る県の負担分や補助金及び委託金であります。県支出金の合計額は、約25億円となっておりますが、この中の約9億円は電源立地地域対策交付金でありまして、国庫分と合わせますと約17億円となっているものであります。

次に、56ページから59ページの第16款財産収入であります。これは、土地、建物及び市有牛等の貸し付けに係るものや有価証券の配当金、各種基金の運用利子といった財産の運用に係るもの、さらに市有地、市有牛及び分収造林等の売り払いによる収入であります。

次に、60ページから63ページの第17款繰入金についてであります。まず、基金繰入金であります。これは下北駅前広場整備事業の財源として地域振興基金を、関根浜沿岸漁業振興対策事業補助金の財源として関根浜沿岸漁業振興基金を、また肉牛特別導入事業基金の返還財源として肉牛特別導入事業基金等をそれぞれ取り崩したものであります。

また、特別会計繰入金であります。これは平成18年度決算に伴い、一般会計に対し、老人保健特別会計及び介護保険特別会計から精算分として繰り入れたものであります。

次に、64ページから71ページの第18款諸収入についてであります。これは、地域総合整備資金貸付金の元金収入及び中小企業特別保証制度の運用のための信用保証協会への貸付金元利収入及び一部事務組合下北医療センターへの貸付金元金収入並びに他の地方公共団体の事務の受託に伴う事業収入、そのほかいずれの款にも属さない収入等であります。

次に、72ページから75ページの第19款市債についてであります。これは、普通建設事業や災害復旧事業の財源として起こしたもののほか、地方交付税の不足分を補う臨時財政対策債や定年退職者等の退職手当の財源としての退職手当債等であります。

次に、76ページ、第20款寄附金についてであります。これは、育英資金等の原資にとの趣意でご寄附をいただいたものであります。

次に、78ページ、第21款繰越金についてであります。これは、後期高齢者医療制度保険料徴収システム開発事業、墓地公園災害復旧事業、関根漁港施設災害復旧事業及び公共土木施設災害復旧事業に伴う平成18年度からの繰越明許費であります。

以上、市税を除く歳入全般の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○委員長（白井二郎） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

横垣成年委員。

○委員（横垣成年） 1点だけ、済みません。35ページの分担金のところですが、これは土木費負担金で、ゆとりの駐車帯の負担金ということで31万円というのがあるのですが、これはどこの部分のゆとりの駐車帯のことでしょうか。

また、この負担はだれからもらっているものか、ちょっと教えてもらえればと思います。

○委員長（白井二郎） 建設部長。

○建設部長（太田信輝） 横垣委員のお尋ねにお答えいたします。

この分担金でございますが、国道338号の流汗台というところにゆとりの駐車帯がございますけれども、これは合併前、旧川内町と旧脇野沢村と佐井村と3町村で負担していたものなのです。それを合併いたしましたしてから、むつ市が3分の2、佐井村が3分の1というふうに協定を結んでおりまして、その3分の1が佐井村から入ってきているお金でございます。

以上でございます。

○委員長（白井二郎） 横垣成年委員。

○委員（横垣成年） そうですか。こういうゆとりの駐車帯にもしかしたら県

のほうでも負担があるのかなと思ってちょっとお聞きしたのですが、こういうのは全く地元負担であるということで、もし県の負担があれば、冬期間なんかでもあけたりもできるのかなとも思いましたので、そういう余地は全くないものかどうかというのもちょっと、全く地元負担でやるしかないということかどうか、県のほうとかというのにも負担をお願いするという余地は全くないものかどうかというのをお聞きしたいと思います。

○委員長（白井二郎） 建設部長。

○建設部長（太田信輝） お答えいたします。

こういう施設は、主に地元から要求して県にお願いするわけでございますけれども、県は地元で管理するのであればつくりますよというようなスタイルで今までやってきております。ですから、流汗台にしる、例えばいろんなところにゆとりの駐車帯がございますけれども、つくる、整備する前に地元と協議して、では地元が管理していただけるのですねということで、いいですよということになれば、協定書を締結して、それで整備されるものですから、県の負担というのは余りございません。

ただ、施設が通常の維持管理を超えた破損とか、そういうものがあれば、それは県のほうと協議して、県で直していただくというような協定になっております。

以上でございます。

○委員長（白井二郎） ほかに質疑ありませんか。澤藤一雄委員。

○委員（澤藤一雄） 60ページの繰入金、1項基金繰入金、2目の関根浜沿岸漁業振興基金繰入金というのがありますが、これに関連して、今後ほかの団体でもこういう基金の積み立てをするというような話をちょっと聞きましたけれども、それはあるのか。そして、今大間町の奥戸漁協が基金の利用について、事務所の建て替えをしたということに税務当局から課税されたというような報道されていますけれども、そういうおそれが今後出てくるのか、把握していらっしゃいましたらお知らせください。

○委員長（白井二郎） 経済部長。

○経済部長（櫛引恒久） 今後大畑地区でその可能性があるかと思われま。

○委員長（白井二郎） 澤藤一雄委員。

○委員（澤藤一雄） 可能性というのは、基金の積み立てとあわせてその事務所の整備というようなことも含むのか、お知らせください。

○委員長（白井二郎） 経済部長。

○経済部長（櫛引恒久） これから新たに漁業振興策をとり行うための基金創設が考えられるということでございます。

○委員長（白井二郎） 澤藤一雄委員。

○委員（澤藤一雄） 事務所の件、ちらっと聞いたのです。ですから、もしそういうことになれば、後で課税されるというような事態が想定されますので、その辺は重々団体とも相談しながら指導いただきたいと、このように思います。

以上です。

○委員長（白井二郎） ほかに質疑ありませんか。山本留義委員。

○委員（山本留義） 30ページの地方交付税のことでちょっとお伺いいたします。交付に当たっていろいろな算出方法があると思うのですが、この交付税の中に職員の給料が加算されているのか、まず1つ聞きたいと思います。

○委員長（白井二郎） 企画部理事。

○企画部理事（近原芳栄） 交付税に関してのお尋ねにお答えいたします。

まず、地方交付税の中には、普通交付税と、それから特別交付税、これに分かれております。普通交付税の算定の中で、基準財政需要額という、いわゆる歳出、これにつきましては行政目的に応じて算定を行っております。1つの費目として消防費という費目がございます。この算定に当たっては、標準団体というものを設定しております。人口10万人を標準団体として設定しております。それで、消防費の算定に当たっては、いわゆる常備の職員費とか、それから消防団の報酬、これらのものが算定の中に入ってございまして、単位費用という一応単価というものを設定してございまして、むつ市で言えば平成17年の国勢調査の人口に対してこの単価を掛けて、いわゆる基準財政需要額を算定しております。

普通交付税の交付というのは、基準財政需要額の総額と、今度は市税等の算定がありますけれども、基準財政収入額、いわゆる需要額に対して収入額、これを差し引きして交付税が交付されるというような仕組みになっております。

以上でございます。

○委員長（白井二郎） 山本留義委員。

○委員（山本留義） そうすれば、その計算からいけば、例えば職員の給料の何%ということは出るのかどうか。というのは、きのうあたりまちに出れば、公務員はいいなと、全部私ども市税からという言葉が聞かれるものですから、特に今こういう世界、日本、私どものこの地域も経済停滞して、なかなかボーナスも出ないものだから、そういう面が私ども行政にかかわる人に返ってくると。私も議員になって14年目なのですが、恐らく皆さんの給料も

14年ぐらい前からは、もう相当下がっていると思うのです。ただ、私どもはそういう意味で市民にそれなりの説明をしなければならないのだから、できれば交付税で大体何%ぐらい来ているとわかれば一番いいのかなと思って今聞いているのですけれども、もしそういうパーセントが話せるのだったら答えたいと思います。

○委員長（白井二郎） 企画部理事。

○企画部理事（近原芳栄） お答えいたします。

人件費の割合と申しましても、それぞれ各いろんな費目がありまして、おのずと単価の積算に当たっての職員の数とか、それから毎年度、これは全国の標準の単価もついておりますので、いわゆる毎年的人事院勧告とか、それらのもの、それから今平成17年から行政改革で職員数を5年間で5.7%削減するという方向で、毎年人件費については3%程度減額しているとか、そういういろんな要素がございますので、単純にはなかなか人件費そのものが需要額の中での算定が難しいものと思っております。

以上でございます。

○委員長（白井二郎） 山本留義委員。

○委員（山本留義） そうすれば、むつ市においても職員の退職者の不補充という形で減らしているのですけれども、そういう意味では、そうすればそんなに交付金からは来ていないという形で考えていいのですか。

○委員長（白井二郎） 企画部理事。

○企画部理事（近原芳栄） お答えいたします。

あくまでもそれは普通交付税の算定の中でのことですので、いろんな事情と申しますか、やっぱり仮に不景気になって人事院勧告で給与の引き下げ等があれば、それらのものは当然今後加味されていくのかなというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（白井二郎） ほかに質疑ありませんか。齊藤孝昭委員。

○委員（齊藤孝昭） 電源立地地域対策交付金のうち電気料金の還元事業として交付されている金額は幾らなのか。

それと、今は電気料の還元事業は一括給付されていますけれども、個別給付した場合の財政に与える影響をどのように考えているのかお知らせください。

○委員長（白井二郎） 企画部長。

○企画部長（阿部 昇） 電源立地地域対策交付金にかかわるお尋ね、2点ございましたが、まず1点目の仮に電気料として還元するとすればという過程

の話でございますが、平成19年度の決算の額になぞってみますと、立地促進という部分と、それからいわゆる周辺枠、特別交付金というのがございまして、このうちの周辺枠、特別交付金はその還元の対象になり得る要素でございまして、平成19年度の決算額で申しますと8億5,818万4,032円と、こういう額になるであろうと思います。

それから、2点目の仮に還元するとすれば財政への影響ということでございますが、もちろん影響がありますので、当面はこれまでもお答えしましたように、平成23年度の黒字転換、これを目指して、そちらのほうに有効な活用をさせていただくということでご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（白井二郎） 齊藤孝昭委員。

○委員（齊藤孝昭） 赤字解消すればというふうな話でありましたが、市長を除いて理事者側は、この電気料金の還元事業について、やはりやるべきだと思っているのか、それとも財政が厳しいので、このまま歳入として確保するべきだと思っているのか、考えをお知らせください。

○委員長（白井二郎） 副市長。

○副市長（野戸谷秀樹） ただいまの件については、企画部長が後段に述べたとおりでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○委員長（白井二郎） ほかに質疑ありませんか。浅利竹二郎委員。

○委員（浅利竹二郎） 単純な疑問をちょっとお尋ねします。

71ページ、中段ぐらいに文化会館使用料（地震カミナリ火事オヤジ開催分）とあるのですけれども、この文化会館の使用料は、下広ではなくて直接市の収入になったのでしょうか。

○委員長（白井二郎） 防災調整監。

○総務部防災調整監（岩崎金蔵） お答えいたします。

この収入につきましては、劇団ふるさときゃらばん、むつ・東通公演というのが行われまして、これは実行委員会を立ち上げて開催いたしましたけれども、当初の見込みでは、この開催に当たりまして助成金というのは市から出せないということで、下北文化会館、これは下広ですけれども、この使用料を市で持ちましょうというふうな協議はされました。この公演につきましては、むつ市も後援団体として名を連ねておりましたものです。

それで、会計決算を行った結果、実は剰余金が出まして、会館使用料、この実行委員会のほうで負担できるということになりまして、市が負担しておりました下北文化会館の使用料をこちらに返していただいたというふうな経過でございます。

以上でございます。

○委員長（白井二郎） 浅利竹二郎委員。

○委員（浅利竹二郎） そうしますと、これは特例だという認識でよろしいのでしょうか。こういうことはよくあるのでしょうか。

○委員長（白井二郎） 防災調整監。

○総務部防災調整監（岩崎金蔵） 特例というふうに考えていただいて結構かと思えます。

○委員長（白井二郎） ほかに質疑ありませんか。半田義秋委員。

○委員（半田義秋） 決算審査は金の出し入れのチェックと、それにもう一つは今後の予算に反映させるという大きな目的があるわけで、そこで私お聞きしたいのですけれども、市税について。

平成19年度はふるさと納税、これは反映されないのですけれども、今新たにできたこのふるさと納税、今まで何件あって金額はどのくらいあるのか、ちょっと教えてもらえますか。

○委員長（白井二郎） 税務調整官。

○総務部税務調整官（對馬映子） ふるさと納税の寄附を受ける担当は企画なのでございますが、私のほうでもちょっと聞いておりましたので、お答えさせていただきます。今までに5件で105万円ほどだそうです。そうしますと、これが税にどのくらい影響を与えるかといいますと、それぞれ所得によって違いますけれども、仮に700万円の収入の方が5件ですので5人、200万円ずつ歳入したとしますと、控除できる税額は入ってくるのは100万円です。税は大体25万円くらいです。ですから、そこに差し引き75万円の市の歳入があるということ。あくまでも所得によって違いますので、ただ、今700万円を例にとった場合です、4人家族で。それでよろしいですか。

○委員長（白井二郎） 半田義秋委員。

○委員（半田義秋） このふるさと納税は、まだPR不足なのです。私も東京に友達もいっぱいいますけれども、このふるさと納税の意味がわからない人がかなりいます。少年時代、青年期に青森やふるさとに暮らして世話になったと、恩返しをしたいという人も中にはいたのですけれども、やり方がわからないという人が多かったので、今後やっぱり市税をふやすためには、このふるさと納税も大きな力になると私は思うので、ひとつPR方、例えば職員1人派遣して10万円かかっても20万円、30万円の市税が入れば、これはプラスになるわけですから、ひとつその点、本当は市長がいれば一番よかったのだけれども、こういうときに市長はいないし、何といたって今経済が厳しくて旅費も出せない。そういう考えが市長にも副市長にもあるので、そうい

うことは私はないと思うのだよね。やっぱり30万円でも収入があれば、10万円ぐらい使っても私はいいと思う。100万円でも収入があれば、それにこしたことはない。

それにもう一つ、企画部理事は、旧川内町時代は結構あちこちからお金を引っ張ってきて、かなり町長も喜んでいましたけれども、国・県のいろんな制度、助成、補助金、そういうのがあると思うのです。皆さんもせっかくパソコンに向かっているのですから、インターネットでどういう有利な制度が、県、国から引っ張れるような制度があるのか、それをとにかく私は探してほしい。この苦しいむつ市の財政のために、そういう有利なお金を引っ張る制度が探せばあるのです。それをひとつお願いしたいなと思っていました。

それで、副市長、そういう職員はちょっと褒めてやって、何かあめを食べさせてやるとか、そのようなことをひとつお願いしたいと思っています。副市長、その考えはどうですか。副市長はあれでしょう、財政畑歩いてきたから、いろんな制度を知っていると思うので。

○委員長（白井二郎） 副市長。

○副市長（野戸谷秀樹） ただいまのふるさと納税に関しましては、決算書には出てこないわけですが、これから今スタートして、いただいているのは先ほどの数字ほど。ただし、逆のこともあり得るわけでごさいます、むつ市におられて他に出すと。そういうことも考え方としては出てくるわけです。ただ、委員おっしゃられるように、PR方については、国全体の一つのシステムとして発足していますので、そういうご理解をいただきたいわけですが、私どもにとっては、むつ市内に住んでおられる方々にPRをさせていただいていますし、加えて議員の皆様方にも機会あるごとにそういうPRをして、むつ市にひとつということをお願いしたいし、また県外におられるご縁のある方々にも大いにPRをお願いしたいというぐあいに思います。

一つの制度ですので、我々むつ市としてもその制度を活用してまいりたいという思いは重々ありますので、対応していきたいと思っています。

○委員長（白井二郎） ほかに質疑ありませんか。新谷泰造委員。

○委員（新谷泰造） 65ページの下北医療センター貸付金についてお聞きしたいのですが、きのうの件とあわせると、きのうもお聞きしたのですけれども、3月31日に返済を受けて4月1日に貸すという形の繰り返しと理解していいのか。

それから、これはいつごろからいかなる理由でこの貸し付けが始まったのか。それで、ことしでもう終わりなのか、それともいつまで続くのか、その点をお願いいたします。

○委員長（白井二郎） 財政調整監。

○企画部財政調整監（下山益雄） お答えしてまいります。

この病院に対する貸付金ですけれども、ちょっと今手元に詳しい資料を持ち合わせていないものですから、いつから始まったと、これちょっと詳しい時期は自信がないのですけれども、たしか平成十五、六年ころからではなかったかというふうに記憶してございます……平成12年というふうなことで今確認いたしました。

そもそもどうしてこういうことが始まったのかといいますと、委員ご承知のように、下北医療センターはむつ総合病院のみならず、各所在の町村それぞれ抱えている病院の不良債務が非常に多いわけでございます。そういうわけで、医療機関からの借り入れが膨らむというふうなことになりまして、医療機関のほうから、その借入額の増大ということを指摘されまして、一般会計等からの負担もふやしていったというふうな流れがございます。そういうところで、その不良債務の部分は、病院が一時借入金で措置しているわけなのですけれども、その辺の債務の軽減というふうな観点から、市町村でも応援していただけないかというふうな申し入れがありまして、こういうふうな市町村からも貸し付けを始めたというふうな経緯でございます。

今後こういうことがこれからも続くのかということでございますけれども、今むつ総合病院では第五次病院事業経営健全化ということで不良債務の圧縮に努めているところでございます。おかげさまをもちまして、平成14年度から始まりましたそういう病院の不良債務の解消が、55億円ありました不良債務の解消が、どうやら今年度をもちまして、その解消のめどが立ったというふうな現況でございます。その他の病院につきましてもこれからということになるわけですけれども、そういう点では急にこれがゼロということにはなりませんけれども、そういう病院の健全化に取り組むことで、将来的にはこういう貸し付けの額というものも徐々に不要になるのではないかと、そういうふうに考えてございます。

以上です。

○委員長（白井二郎） 新谷泰造委員。

○委員（新谷泰造） 平成12年ごろと今言いましたけれども、そうすると不良債務が多くなって、下北医療センターでは銀行等から一時借り入れが不可能になった時期と一致するのか。そして、今健全化が進んでいくというと、めどとしてはいつごろ、これが貸し付けが終わるのか、めどだけでもお聞きしたいと思います。

○委員長（白井二郎） 財政調整監。

○企画部財政調整監（下山益雄） この病院の、私どものほうはむつ総合病院というふうなことで限定的な話になるわけですがけれども、100億円を超える云々という話は、もっと以前の平成七、八年ころの話ではなかったろうかというふうに思います。平成9年度からだったと思いますけれども、一般会計の繰り出しが、それまでの年度5億円ベースから年度9億円ベースまで大幅に繰り出しを増額したというふうな経緯がございます。それが今日のむつ市の財政の苦しさというふうなことで原因になっているというふうなところでございますけれども、そういうふうなことで、本日に至ったというふうなことになってございます。

繰り返しになりますけれども、この部分ということでは、さまざまそういう病院の健全策に取り組むことで、この先は徐々に縮減できるものと思っておりますけれども、ではそれがいつなのだということになりますと、これは我々は病院会計を支える立場であります。いわゆる運営主体ではございませんので、ちょっとそこまでの明言というのはちょっとここではご容赦願いたいと思います。

○委員長（白井二郎） ほかに質疑ありませんか。山崎隆一委員。

○委員（山崎隆一） 教育委員会に若干お聞きいたしたいと思います。きのう育英資金の分について、平成19年度は50人ぐらいというようなことなのですけれども、この収入について、要するに徴収なのですけれども、どのようになっているのか。3年貸して、あるいは4年貸して、一、二年据え置きして、そして就職して返すというようなことになっているのではないかなと思っておりますけれども、その収納の割合といいますか、その辺をお知らせ願えればと、このように思っています。

○委員長（白井二郎） 学務課長。

○教育委員会事務局学務課長（高坂浩二） 奨学金の状況でございますが、返還で申しますと、現年度分が4,749万5,500円、滞納分が268万2,000円となっております。

○委員長（白井二郎） 山崎隆一委員。

○委員（山崎隆一） 払う要素があっても払わないでいるという家庭もあるのではないかなと、こう思っています。いずれにしても、今日の情勢は大変厳しい情勢下にあるわけで、この分については恐らくは今年度、あるいは来年度におかれましても、その額、未納の分がふえてくるのではないかなという懸念をしているわけですがけれども、その申し込みの際に連帯保証人をとっているのかどうか、その辺をひとつお聞きいたしたいと思います。

○委員長（白井二郎） 学務課長。

- 教育委員会事務局学務課長（高坂浩二） 実情をご理解いただいて、非常にありがたいと思います。おっしゃるとおり、滞納がございまして、監査のほうからも滞納対策をもう少し充実するように指示を受けたところであります。

滞納の督促状況からちょっと申しますと、2月と9月に文書催告を行いました。8月に電話催告を行い、10月から戸別訪問をいたしております。世帯数、ちょっと今手持ちにないのですが、40世帯ほどを全市歩きまして、その結果25万円ほど戸別訪問の後に入ってきているということがございます。

おっしゃいますとおり、滞納がふえますと立ち行かなくなるということがございますので、滞納対策につきましては、もっと力を入れて頑張りたいと考えております。

なお、お尋ねの連帯保証人につきましては、返還手続の際に連帯保証人をつけていただいております。返還が高校、大学と続けて借りた場合、7年貸与するわけですが、7年となると14年の返還になります、倍ですから。そうすると、その家庭の状況と申しますと、連帯保証人になっていただいた方との人間関係がこじれる場合もございまして、そういう苦勞も非常にあるのが実情でございます。

以上でございます。

- 委員長（白井二郎） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

- 委員長（白井二郎） 質疑なしと認めます。

これで歳入全般についての質疑を終わります。

以上で議案第115号に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。横垣成年委員。

- 委員（横垣成年） 議案第115号 平成19年度むつ市一般会計歳入歳出決算に対し、反対討論をいたします。

本案は、理事者、職員の努力とたまたま雪が少なかったという自然の好条件もあり、赤字は前年度より少ない21億184万2,960円となった決算であります。しかしながら、平成19年度の実質赤字比率は県内で最悪であります。むつ市が12.59%、2番目が深浦町の4.11%、3番目が黒石市の3.09%ですから、いかにむつ市がひどいかがわかります。連結実質赤字比率は黒石市が一番悪く28.90%、2番目が大鰐町の26.45%です。将来負担比率となると大鰐町の409.4%が最悪で、2番目は鱒ヶ沢町の378.7%です。鱒ヶ沢町では、先日の報道によると、早期健全化団体は避けられないということでありました。むつ市は、むつ総合病院に対し、債務負担行為として33億円を計上しており

ます。いわばむつ総合病院から33億円を借りている状況です。33億円を加えると赤字は54億円となり、実質赤字比率は32%を超えます。赤字再建団体基準は20%ですから、ただちに赤字再建団体ということになります。

なぜそれが許されるかということ、医療センターという別団体にしているということ、債務負担行為として33億円を計上しているということ、会計上の赤字は21億円にすることができているのであります。しかし、33億円をいつまでもそのままにしていけないということにはなりません。借金は借金であります。会計上のごまかしから、夕張市の財政破綻が始まりました。33億円をむつ総合病院に返済してこそ財政健全化が達成されたとも言えるものであります。

本案には、福祉灯油実施、小学校のトイレ改修など市民の生活にかかわる事業が多く含まれておりました。しかしながら、後期高齢者医療制度にかかわる支出や無計画とも言える本庁舎移転に関連する事業も実施されておりました。本庁舎設計委託料3,097万5,000円、本庁舎移転改修プロポーザル謝礼32万円などであります。本庁舎移転に関し、市民の多くは無計画的な進め方と財政の点で大変心配しております。むつ市の財政健全化はまだまだ遠い道のりであり、無計画的な箱物は厳に慎まなければならない状況にあります。計画的な財政運営に心がけることこそ今求められているものであります。

前杉山市政は、無計画的な箱物を中心とする市政でありました。宮下市政は、前杉山市政の継承が公約と言い、31億円以上かけ本庁舎移転を進めるといふのであれば、それは財政破綻への継承でもあることを指摘し、本案に反対いたします。

議員皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

○委員長（白井二郎） ほかに発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（白井二郎） 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第115号を採決いたします。

議案第115号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案を認定することに賛成の委員の起立を求めます。

（起立者17人、起立しない者4人）

○委員長（白井二郎） 起立多数であります。よって、議案第115号は認定することに決定いたしました。

ここで11時5分まで休憩いたします。

午前10時55分 休憩

午前 11 時 05 分 再開

○委員長（白井二郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、議案第116号 平成19年度むつ市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。民生部長。

○民生部長（佐藤吉男） 議案第116号 平成19年度むつ市国民健康保険特別会計歳入歳出決算についてご説明を申し上げます。決算書273ページからとなります。

決算額は、歳入72億8,441万9,142円、歳出75億3,978万9,721円で、差し引き2億5,537万579円の赤字決算となっており、赤字分は平成20年度予算から繰上充用しております。主な要因は、一般被保険者の療養給付費増と財政調整基金が底をついたため、基金からの繰入金が減額になったことによるものです。

平成19年度の年間平均加入世帯数は1万5,084世帯で、総世帯数の53.3%となっており、年間平均被保険者数は2万8,860人で、総人口の44.5%となっております。

それでは、歳入についてご説明いたします。278ページ、お願いいたします。第1款国民健康保険税は、収入済額18億4,641万9,902円で、収納率は現年度分が前年度比1ポイント増の89.5%、滞納繰越分が前年度比8ポイント増の15.1%、全体では前年度比6.1ポイント増の66.7%となっております。

第2款使用料及び手数料は、全額国民健康保険税に係る督促手数料であります。

第3款国庫支出金は、保険給付費、老人保健拠出金及び介護納付金の合算額のおおむね34%と、高額医療費共同事業拠出金の4分の1相当額のほか、財政調整交付金等であります。

第4款療養給付費等交付金は、退職被保険者等の医療に係る社会保険診療報酬支払基金からの交付金であります。

第5款県支出金は、市が県国保連合会に納付する高額医療費共同事業拠出金について、その4分の1を県が負担する高額医療費共同事業負担金と県財政調整交付金の合計額であります。

第6款共同事業交付金は、高度な医療費の増加に伴う保険者の財政負担緩和を図る事業で、実施主体の県国保連合会から月額80万円を超える医療費について、超えた額の100分の59が交付されるものであります。

第7款財産収入は、財政調整基金運用利子収入であります。

第8款繰入金は、財政調整基金繰入金及び国民健康保険事業の財政安定を支援する一般会計からの繰入金であります。

第9款繰越金は、平成18年度の医療費確定に伴いまして、概算交付されていた社会保険診療報酬支払基金からの療養給付費等交付金から交付されず療養給付費等負担金の超過交付分を償還するため、平成19年度に繰り越しされたものであります。

第10款諸収入は、被保険者の延滞金、出産資金貸付金元金収入のほか、交通事故等による第三者納付金等であります。

次に、290ページ、歳出についてご説明いたします。第1款総務費は、国民健康保険事務に要する一般管理費、国民健康保険運営協議会の運営費及び健康優良家庭の表彰に要した経費であります。

第2款保険給付費は、療養費、高額療養費、出産育児一時金、葬祭費等の支給に要した経費であります。

第3款老人保健拠出金は、各保険者の老人医療に対する保険者負担分で、保険者であるむつ市国民健康保険が負担した分であります。

第4款介護納付金は、国保加入者の40歳から64歳までの被保険者の介護保険に対する負担分を納付したものであります。

第5款共同事業拠出金ですが、これは高額医療費に対する保険者の支払いリスクを緩和し、保険者の財政安定に資することを目的に、保険者が県国保連合会に拠出する再保険事業であります。

第6款保健事業費は、国保被保険者の健康増進等のために行う事業に要した経費であり、疾病予防対策事業等としての人間ドック、健康づくり推進事業としての健康ウォーキング大会のほか、レセプト点検、医療費通知などの医療費適正化事業を実施しております。

第7款基金積立金は、財政調整基金の運用利子を積み立てしたものであります。

第8款公債費は、医療費支払いの財源を確保するための一時借入金に対する利息分です。

第9款諸支出金は、被保険者の異動に伴う国保税の還付金、平成18年度医療費確定に伴う退職者医療交付金の返還金等であります。

第10款予備費は、2,572万2,283円を保険給付費及び老人保健拠出金へ充当しております。

以上、平成19年度むつ市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の概要を申し述べさせていただきます。よろしくご説明いたします。

○委員長（白井二郎） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。横垣成年

委員。

- 委員（横垣成年） 287ページです。雑入の中に後期高齢者医療制度の準備事業補助金300万円があるのですが、これに対応した支出はどれになるのかというのをちょっと私探せなかったので、教えてもらえればなというふうに思います。

それと、この後期高齢者に関連して、何か青森県保険医協会が調査をしたら、今現在時点で滞納している高齢者が約12%青森県内であるようですので、むつ市内でそういう滞納している高齢者というのは何人ぐらいいるのかというのを教えてもらえればなというふうに思います。

それと、あと国保に関してですが、無保険のお子さんが10月時点では14人いたということで、今現在は減っているものか、ふえているものか、よろしくをお願いします。

- 委員長（白井二郎） 国保年金課長。
- 民生部国保年金課長（大橋 誠） お答えいたします。

雑入の後期高齢者医療制度の準備のための補助金でございますが、これは制度改正のためのシステムの変更委託料に充当しております。

それから、後期高齢者医療制度の滞納の件でございますが、現時点では約10%普通徴収の分で滞納がございます。

次に、無保険の子供の問題でございますが、きのうですか、衆議院の厚生労働委員会で国保法の改正案が可決されました。それで、今臨時国会で法案が成立する予定ですので、来年の4月からは滞納世帯の子供であっても、中学生以下については保険証を交付するということになっております。

現在の保険証を交付していない子供の数でございますが、9月15日時点で国で調査した16人という数字で変わりありません。

- 委員長（白井二郎） 横垣成年委員。
- 委員（横垣成年） 再度確認ですが、この後期高齢者の補助金300万円は、そうすると291ページの医療制度改革システム開発業務委託料の624万7,500円の中に充当されているということでよろしいでしょうか。再度お願いします。

- 委員長（白井二郎） 国保年金課長。
- 民生部国保年金課長（大橋 誠） そのとおりでございます。
- 委員長（白井二郎） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

- 委員長（白井二郎） 質疑なしと認めます。  
これで議案第116号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。横垣成年委員。

- 委員（横垣成年） 議案第116号 平成19年度むつ市国民健康保険特別会計歳入歳出決算に対し、反対討論を行います。

本案は、後期高齢者医療制度にかかわる支出がありました。後期高齢者医療制度創設準備事業補助金として300万円の収入があり、それを受けて、それに向けたシステムの開発ということを行った決算でありますので、この後期高齢者医療制度については大変問題のある制度ということで、それが計上される本決算に対し、反対いたします。

議員皆様方のご賛同をよろしく願います。

- 委員長（白井二郎） ほかに発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

- 委員長（白井二郎） 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第116号を採決いたします。

議案第116号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案を認定することに賛成の委員の起立を求めます。

（起立者17人、起立しない者4人）

- 委員長（白井二郎） 起立多数であります。よって、議案第116号は認定することに決定いたしました。

次は、議案第117号 平成19年度むつ市老人保健特別会計歳入歳出決算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。民生部長。

- 民生部長（佐藤吉男） 議案第117号 平成19年度むつ市老人保健特別会計歳入歳出決算についてご説明いたします。決算書303ページからになります。

平成19年度決算額は、歳入が45億1,521万5,730円、歳出は45億8,122万3,187円で、差し引き6,600万7,457円の赤字決算となっており、赤字分は平成20年度から繰上充用しております。これは、国庫支出金、支払基金交付金が少なく交付されたこと等によるものであります。ちなみに、国庫支出金は、5,192万8,474円、支払基金交付金は1,103万194円少なく交付されております。これらの交付金は、平成20年度で精算されます。

また、平成19年度の月平均の老人医療受給者は7,153人でありました。

まず、歳入についてご説明いたします。308ページ願います。第1款支払基金交付金ですが、これは社会保険診療報酬支払基金からの医療費交付金等でありまして、歳入総額の51.6%を占めております。

第2款国庫支出金は、医療費国庫負担金であります。

第3款県支出金は、医療費県負担金であります。

第4款繰入金は、むつ市の医療給付費負担分として一般会計から繰り入れたものであります。

第5款諸収入は、交通事故等による第三者行為納付金等であります。

次に、歳出についてですが、314ページお願いいたします。第1款医療諸費は、老人医療受給者の医療費や訪問看護療養費、診療報酬明細書の審査支払手数料等でありまして、歳出総額の99%となっております。

第2款公債費は、一時借入金の利子分として支払ったものであります。

第3款諸支出金は、平成18年度の医療給付費等の確定及び精算に伴うものであり、支払基金、県への償還と一般会計への繰出金であります。

以上が平成19年度むつ市老人保健特別会計歳入歳出決算の概要であります。よろしくお願いいたします。

○委員長（白井二郎） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（白井二郎） 質疑なしと認めます。

これで議案第117号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（白井二郎） 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第117号を採決いたします。

本案は認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（白井二郎） ご異議なしと認めます。よって、議案第117号は認定することに決定いたしました。

次は、議案第118号 平成19年度むつ市下水道事業特別会計歳入歳出決算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。建設部長。

○建設部長（太田信輝） それでは、議案第118号 平成19年度むつ市下水道事業特別会計歳入歳出決算について、その概要をご説明いたします。決算書319ページと320ページの歳入歳出の総括表をごらんください。

平成19年度決算の歳入の収入済額及び歳出の支出済額は、いずれも16億8,126万9,637円で、歳入の不足額は一般会計から繰り入れしていただいておりますので、歳入歳出差し引き残高はゼロ円となっております。

次に、324ページをごらんください。まず、歳入であります、1款事業

収入の収入済額は1億1,801万4,355円で、第1項分担金及び負担金は、1目地方自治法が適用されます川内、脇野沢地区に係る受益者分担金と、2目都市計画法が適用されますむつ、大畑地区の受益者負担金は合計で3,152万780円となりました。

2項1目及び2目の下水道施設の使用料と3目及び4目の工事店申請認可手数料や工事検査及び督促等の手数料は8,649万3,575円であります。

次に、324ページから326ページをごらんください。第2款国庫支出金でございますが、公共下水道整備事業費に対する国庫補助金で、補助対象事業費6億5,000万円に対する補助率50%で3億2,500万円となっております。

第3款財産収入でございますが、財産運用収入として下水道事業減債基金積立金利子収入が1万3,149円となっております。

第4款繰入金でございますが、1項1目の一般会計繰入金は、総務管理費及び公債費等の財源不足として、市の一般会計から4億4,500万8,349円を繰り入れしていただき、2項1目の基金繰入金が1万3,149円で、合わせて4億4,502万1,498円となっております。

5款繰越金でございますが、平成19年度はありませんでした。

6款諸収入でございますが、1項1目延滞金は、受益者分担金の延滞金4万8,700円で、2項1目雑入は、消費税及び地方消費税の還付金並びに建物災害共済金で4,687万1,935円で、合わせて4,692万635円となっております。

328ページの第7款市債でございますが、それぞれ下水道事業に伴って発行した下水道事業債などで、総額7億4,630万円となっております。内訳といたしましては、下水道事業債が4億5,630万円、公債費の繰り延べのために発行した資本費平準化債が2億8,000万円、過疎地域下水道に係る県代行業建設負担金の財源として発行した過疎対策事業債が1,000万円となっております。

以上の結果、歳入の収入済額は16億8,126万9,637円となっております。

次に、歳出であります。332ページをごらんください。第1款事業費は、10億4,572万8,364円となりましたが、このうち1項総務管理費は、受益者分担金、負担金及び使用料の賦課徴収や水洗化等の普及対策にかかわる人件費や事務的経費で2億3,163万8,913円となりました。主な支出といたしましては、1目の一般管理費は8,848万9,434円で、職員8人分の給与費、下水道使用料徴収事務及び下水道台帳整備にかかわる委託費のほか、負担金補助及び交付金では、下水道排水設備工事費助成金等に支出いたしております。

332ページから334ページにかけての2目管渠維持費は579万2,420円で、マンホールポンプにかかわる電気料や修繕料等に支出いたしております。

3目の処理場管理費は1億2,768万9,087円で、下水浄化センターの維持管理にかかわる委託料や工事請負費等に支出いたしております。主なものでは、11節の需用費は、薬品等の消耗品購入や電気料、燃料費などで2,717万1,925円となっております。13節の委託料は、処理施設の運転維持管理や汚泥の運搬及び処理処分にかかわる委託料で8,042万9,237円となっております。15節の工事請負費は、処理場の電気、機械設備等の修繕工事で1,824万1,650円となっております。336ページの4目集落排水施設費は、966万7,972円で、脇野沢地区の漁業集落排水施設の維持管理にかかわる委託料や電気料、修繕料等に支出いたしております。

次に、336ページから338ページにかけての2項建設事業費は、下水道整備にかかわる職員の人件費、設計委託料、工事請負費のほか、県代行事業建設負担金等で8億1,408万9,415円となりました。主なものといたしましては、下水道整備にかかわる職員4人分の給与、測量設計にかかわる委託料9件及び工事請負費25件のほか、県の代行事業で実施しております川内地区の処理施設増設工事にかかわる負担金等に支出いたしております。

338ページから340ページにかけての第2款公債費は、6億3,554万1,273円となりましたが、その内訳は1目長期債の元金償還分が4億4,528万5,937円、2目長期債の利子と一時借入金の利子で1億9,025万5,336円であります。この結果、歳出総額は340ページのとおり、16億8,126万9,637円となり、歳入歳出差し引き残高はゼロ円となっております。

以上が下水道事業特別会計歳入歳出決算の概要であります。

○委員長（白井二郎） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（白井二郎） 質疑なしと認めます。

これで議案第118号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（白井二郎） 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第118号を採決いたします。

本案は認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（白井二郎） ご異議なしと認めます。よって、議案第118号は認定することに決定いたしました。

次は、議案第119号 平成19年度むつ市公共用地取得事業特別会計歳入歳

出決算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。企画部長。

- 企画部長（阿部 昇） それでは、議案第119号 平成19年度むつ市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算についてご説明をいたします。決算書の345ページから355ページまでにかけてでございますが、350ページをもちまして説明をしたいと思いますので、お開きいただきたいと思います。

この会計は、公共用地の先行取得に係る会計であります。

まず歳入ですが、第1款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、第1節一般会計繰入金であります。一般会計からの繰入金1,679万1,628円となっております。

第2款使用料及び手数料、第1項使用料、1目使用料、第1節使用料につきましては、新町保育所再編整備用地に係る東日本電信電話株式会社の電話柱4本分についての使用料6,000円と、下北駅周辺整備用地における某建設会社の資材置き場等としての使用料2万7,495円の計3万3,495円となっております。いわゆる行政財産の目的外使用料でございます。

次に、354ページをお開きください。歳出ですが、第1款事業費、1項地域整備事業費、1目下北駅周辺整備事業費、第11節需用費につきましては、支出がございませんでした。

次に、第2款公債費、第1項公債費、1目元金、23節償還金利子及び割引料につきましては、下北駅周辺整備用地取得分長期債元金償還金764万円と新町保育所再編整備用地取得分長期債元金償還金716万円の計1,480万円となっております。

2目利子、第23節償還金利子及び割引料につきましては、第1目と同様でございますが、下北駅周辺整備用地取得分長期債利子償還金99万8,335円と新町保育所再編整備用地取得分長期債利子償還金102万6,788円の計202万5,123円となっております。

以上でございます。

- 委員長（白井二郎） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

- 委員長（白井二郎） 質疑なしと認めます。

これで議案第119号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

- 委員長（白井二郎） 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了します。

これより議案第119号を採決いたします。

本案は認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(白井二郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第119号は認定することに決定いたしました。

次は、議案第120号 平成19年度むつ市介護保険特別会計歳入歳出決算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長(吉田市夫) 議案第120号 平成19年度むつ市介護保険特別会計歳入歳出決算概要についてご説明いたします。決算書359ページをお開きください。

介護保険特別会計は、歳出の保険給付費等について、介護保険法で指定されている負担割合に基づき、被保険者、社会保険診療報酬支払基金、国、県、市がそれぞれ負担金を出し合って運営されている会計であります。

また、平成18年度から地域密着型サービスがスタートし、さらには地域支援事業の創設により、介護予防に重点を置いた事業を実施しております。

総括といたしましては、平成19年度むつ市介護保険特別会計は、歳入41億1,155万2,775円、歳出40億5,341万1,373円、差し引き5,814万1,402円の決算となっております。剰余金の5,814万1,402円については、本金額を基金に積み立てることとしております。決算額の対前年度比では、歳入において2億1,350万2,380円の5.5%の増、歳出においては1億6,886万718円、4.3%の増となっております。

初めに、歳入についてご説明いたします。決算書364ページをお開きください。歳入は合計で41億1,155万2,775円となっております。対前年度比では2億1,350万2,380円、先ほど申しました5.5%の増でございます。第1款の保険料は、6億9,957万3,740円となっており、対前年度比3,061万3,970円、4.6%の増となっております。

第2款の分担金及び負担金、下北圏域構成市町村の負担金でございます。これは、2,369万3,000円となっております。対前年度比115万5,000円、5.1%の増となっております。

第3款使用料及び手数料は14万2,200円となっております。これは、督促手数料でございます。

第4款の国庫支出金は10億497万8,767円の交付額となっており、対前年度比4,881万1,834円、5.1%の増となっております。

第5款の支払基金交付金は、12億2,648万9,240円の交付額となっております。対前年度比は7,983万7,240円、7.0%の増となっております。

第6款の県支出金は、5億8,938万2,284円の交付額となっております。内訳といたしましては、介護給付費負担金が5億7,397万833円の交付額となっており、対前年度比3,097万4,340円、5.7%の増、過年度分は95万9,568円、地域支援事業交付金が1億4,451万883円の交付額となっており、503万9,917円、53.5%の増となっております。

第7款の財産収入は、6万8,002円の収入となっております。対前年度比5万686円の増となっております。これは、財政調整基金の運用利子収入であります。

第8款の繰入金は、5億6,361万812円となっており、対前年度比2,283万3,782円、4.2%の増となっております。

第9款の諸収入は、223万1,730円の収入額となっており、対前年度比815万4,957円、78.5%の減となっております。諸収入の内容としては、主に地域包括支援センターによるケアプラン作成料でございます。

第10款の繰越金は、138万3,000円の収入額となっており、これは介護保険事務処理システム改修事業繰越明許費であります。

続いて歳出についてご説明いたします。決算書374ページをお開きください。歳出は、合計で40億5,341万1,373円となっております。1億6,886万718円、4.3%の増となっております。

第1款の総務費は、8,991万4,876円の支出額となり、対前年度比2万3,339円の減となっております。

第2款の保険給付費は、歳出の95.9%を占めており、支出額は38億8,645万6,625円となっております。対前年度比では1億8,349万2,897円、5.0%の増となっております。これは、介護保険制度の浸透によるサービスの利用回数の増加が主な要因となっております。

第3款の地域支援事業費は、6,476万4,614円の支出額となっており、対前年度比664万4,124円、11.4%の増となっております。

第4款の財政安定化基金拠出金は、昨年同様384万8,976円の支出額となっております。これは3年間同額で給付するシステムとなっており、平成18年度から平成20年度の給付予定額の0.1%に相当する金額を拠出しております。

第5款の基金積立金は6万8,002円の支出額となっており、対前年比5万686円の増となっております。

第6款の公債費は174万1,000円の支出額となっており、対前年度比13万5,000円の増となっております。

第7款の諸支出金は661万7,280円の支出額となっており、対前年度比2,143万8,650円の減となっており、国及び県、支払基金への償還金でありま

す。

以上の結果、歳入歳出差し引き残高は5,814万1,402円となっております。

以上が介護保険の決算概要でございます。

○委員長（白井二郎） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。浅利竹二郎委員。

○委員（浅利竹二郎） 議案第120号、介護保険についてお尋ねします。

360ページ、トータルとして5,800万円ほど黒字になっております。それと、2款の保険給付費の予算現額が39億九千何がし、不用額が1億800万円というような数字になっておりますけれども、このことについてお尋ねいたします。

まず、全国的にこの介護保険というのは、今黒字基調になっているのです。どうして黒字かというその背景としまして、まず提供されるサービスが利用者に魅力的でないとか、ケアマネジャーの介護計画に十分なサービスが盛り込まれていないとか、そういう理由で、高齢者の納める介護保険料を使い切れず、結果として黒字になっているという、そういう新聞報道等が見られるのですけれども、そのことについてお尋ねします。

○委員長（白井二郎） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（吉田市夫） 浅利委員のお尋ねについてお答えいたします。

黒字決算の背景については、介護保険事業は3年間の介護給付を予想して事業量を計画し、それに伴った介護保険料を算出して、これに国、県、市町村の負担金をあわせて原資とし、給付事業を行っております。通常給付が年度を追って増加することから、3年間において、その支出については1年目が黒字、2年目がプラス・マイナス・ゼロ、3年目が赤字の決算となり、3年目の赤字を1年目の黒字で補うという形態となっております。平成19年度は、2年目に当たることから、プラス・マイナス・ゼロの年に当たり、剰余金の5,800万円が計上されました。ただし、これは国等へ返還しなければならぬ交付金等が約3,700万円含まれておまして、これは平成20年度において精算されます。したがって、2,100万円は実質20年度の事業においてマイナスを補うものでありますし、介護保険の保険給付額は1年間で約39億円であります。2,100万円余りのお金が剰余金として余ることについては、給付費の約0.5%に当たり、ほぼ誤差の範囲の中で済まされているのではないかと考えます。

また、浅利委員のお話にありました提供サービスが減につながっているのではないかと、ケアマネジャーの計画が見過ごしているのではないかとということがございますが、先ほど申しました介護保険の会計から見ますと、ほぼ

順当な運営がなされていると思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（白井二郎） 浅利竹二郎委員。

○委員（浅利竹二郎） 今部長からご説明がありまして、むつ市の現状は理解いたしましたけれども、全国的にそういう黒字基調に推移していることの理由はいろいろ新聞報道されているのです。特に先ほど言いましたほかに、居宅サービスとかのときの同居者の要件とか、それについて非常になかなか厳しい制約があったりするのです。それと、あと介護業者がもうけにならないサービスからは撤退するというような、どんどんそういうことで進んでいるのです。そこら辺も含めて、来年度保険料を見直すということになっておりますので、いろいろそこら辺に留意して、保険料の認定査定についてはご留意いただきたいというように思っております。そこをもう一度部長のほうから所見をお尋ねします。

○委員長（白井二郎） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（吉田市夫） 居宅サービスを受ける際に同居者の要件ということがございましたが、同居者がいるのであれば、介護サービスのできる分をやってもらうということをまずお伺いいたします。と申しますのは、100%の介護をやれば100%の保険給付費がかかります。当然1割の自己負担がかかってまいります。そういうことから、家族でできることはありますか。もしできないのであれば100%のサービスをいたしますので、同居者がいるからといって介護サービスを減ずるということはありませんので、ご理解いただきたいと思います。

また、事業者のサービスの撤退ということのお話ございましたけれども、確かにこの業界は非常に厳しいものがございまして、従事する職員の数が本当に少なくなって大変であります。ただし、福祉法人が従来私どもと契約いたしておりますサービスを撤退する、やめるというふうなことはございませんので、安心していただきたいと思います。

○委員長（白井二郎） 浅利竹二郎委員。

○委員（浅利竹二郎） よく説明は理解いたします。

例えば先ほどの同居者の認定とかは、独身の息子が昼はいないと、仕事しているわけです。そうすると、その間お年寄りには独居老人的な立場にあるわけですけれども、そこら辺認めるか認めないとか、独居なのか、同居なのかというようなところがあります。いろいろ新聞報道によりますと問題もあるし、現実むつ市でもそういうところの問題を耳にするわけですけれども、そこら辺も含めて、来年の保険料その他介護保険認定の改善の年ですので、ぜひお願いしたいと要望しておきます。

○委員長（白井二郎） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（白井二郎） 質疑なしと認めます。

これで議案第120号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（白井二郎） 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第120号を採決いたします。

本案は認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（白井二郎） ご異議なしと認めます。よって、議案第120号は認定することに決定いたしました。

次は、議案第121号 平成19年度むつ市魚市場事業特別会計歳入歳出決算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。経済部長。

○経済部長（櫛引恒久） 平成19年度むつ市魚市場事業特別会計歳入歳出決算について、その概要をご説明いたします。393ページをお開き願います。

平成19年度決算は、歳入総額936万7,344円、歳出総額600万3,622円で、歳入歳出差引額336万3,722円となっております。この剰余金は全額を地方卸売市場大畑町魚市場基金に積み立てしております。

398ページをお開きください。歳入であります。使用料934万984円は、魚市場卸売市場使用料807万9,120円及び貸し事務室の使用料10万1,640円のほか、電気、水道料、行政財産等使用料の116万224円でございます。

402ページをお開きください。歳出であります。魚市場施設費592万8,455円は、魚市場管理人賃金90万3,600円、電気、水道料等の需用費が194万1,474円、電気工作物保安業務や浄化槽点検保守の委託料52万1,934円、魚市場屋根改修工事費147万円が主なものであります。

以上でございます。

○委員長（白井二郎） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（白井二郎） 質疑なしと認めます。

これで議案第121号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（白井二郎） 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第121号を採決いたします。

本案は認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（白井二郎） ご異議なしと認めます。よって、議案第121号は認定することに決定いたしました。

次は、議案第122号 平成19年度むつ市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。建設部長。

○建設部長（太田信輝） それでは、407ページからの議案第122号 平成19年度むつ市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算について、その概要をご説明いたします。まず、決算書407ページの歳入歳出の総括表をごらんください。

平成19年度は、歳入歳出とも1億1,233万244円で、歳入の不足額は一般会計からの繰り入れをしておりますので、歳入歳出差し引き残高はゼロ円となっております。

次に、412ページをごらんください。まず、歳入であります、1款1項負担金は、第三者による水道施設の破損等に伴う施設負担金で、科目設定をしておりましたが、発生しませんでした。

次に、2款1項水道使用料は、調定額5,427万7,518円に対し、534万1,742円少ない4,893万5,776円となっております。

2項の手数料は、給水工事検査及び設計審査等にかかわる手数料ですが、4,900円の納付がありました。

次に、3款1項工事料は、第1款の負担金と同様に第三者による水道施設の破損等にかかわる工事料金で科目設定をしておりましたが、発生しませんでした。

4款繰入金は、一般会計からの繰入金で、この会計の歳入と歳出の差し引き不足分を繰り入れしていただくもので、5,118万5,571円となっております。

5款繰越金は、科目設定をしておりましたが、ありませんでした。

412ページから414ページにかけての6款諸収入の雑入は、落雷事故による計装機器等の損傷に対する保険金及び冬期電気料精算還付金で190万3,997円となりました。

7款市債は、簡易水道事業借換債で、調定額、収入済額とも1,030万円となっております。

次に、歳出であります。418ページをごらんください。1款1項1目の一

般管理費は、人件費 1 人分や事務的費用のほか消費税などを支出しております。

418ページから420ページにかけての 2 目施設管理費は、水道施設の維持管理等にかかわる経費を支出いたしております。主なものといたしましては、7 節の賃金は、臨時職員 1 人及び水道メーター検針員等 8 人の賃金でございます。11 節需用費は、事務用消耗品、電気料、施設設備修繕料等に要した費用を支出いたしております。

12 節役務費は、水質検査等に要した経費を支出いたしております。

15 節工事請負費は、脇野沢浄水場改修工事のほか、計装機設備復旧及び洗管工事に要した費用を支出いたしております。

次に、第 2 款公債費でございますが、総額は 6,991 万 2,137 円で、長期債の元金分が 4,357 万 6,196 円と長期債の利子償還分が 2,633 万 5,941 円となりました。

以上の結果、歳入歳出とも 1 億 1,233 万 244 円となり、差し引き残高はゼロ円となりました。

以上でむつ市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の概要説明を終わります。

○委員長（白井二郎） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。横垣成年委員。

○委員（横垣成年） 1 点だけお願いします。413 ページの使用料、手数料の滞納の部分であります。ことし 128 万円が収入未済額、あと滞納繰越分が 405 万円ということで、こういう世帯に対してはどのような対応をしているのでしょうか。すぐ水をとめてしまっただけで対応しているのか、それとももっと別な対応をしているのか。また、何件ぐらいこういう方はいるのか、教えてください。

○委員長（白井二郎） 建設部長。

○建設部長（太田信輝） お答えいたします。

まず、滞納の徴収の方法ということでございますけれども、我々は即給水停止ということはしておりません。まず、戸別訪問をして、何とか支払っていただくようお願いしております。

件数につきましては、78 件でございます。

○委員長（白井二郎） 横垣成年委員。

○委員（横垣成年） ということは、滞納繰越分も 405 万円とあって、引き続き 128 万円、これ含めて 78 件ということで理解していいのか。そしてもうこの 78 件については当面今現在は水をとめたりはしていないということによる

しいのか、再度確認をお願いします。

○委員長（白井二郎） 建設部長。

○建設部長（太田信輝） 全部で78件、水はとめておりません。ただ、今後平成21年度からこの簡易水道が企業局のほうへ移管されますので、その中には今度停水処分というのものもあることも考えられます。

○委員長（白井二郎） ほかに質疑ありませんか。佐々木隆徳委員。

○委員（佐々木隆徳） 水源が脇野沢地区の芋田のわき水、ある程度現状を理解したうえで単刀直入に伺いたいと思いますけれども、再開につきまして検討していただけないものか、水道のビジョン等も今後10年間の計画等でも見ましたけれども、それらにつきまして、ある一定期間でも再開できないものか、伺います。

○委員長（白井二郎） 下水道課長。

○建設部下水道課長（齊藤鐘司） お尋ねにお答えします。

芋田から九艘泊、寄浪、蛸田のほうに水を送っている芋田の浄水場ですけれども、考え方としましては、今脇野沢の本村のほうにある浄水場で十分水が賄えますので、芋田のほうの浄水場は使わないで、今後九艘泊のほうにもその本村のほうから水を送ってやるということで考えております。

以上です。

○委員長（白井二郎） 佐々木隆徳委員。

○委員（佐々木隆徳） それらを十分踏まえまして、というのは地域からの要望が余りにも強いと。極論を言いますと、私たちは生まれてから同じ水を飲んでいるわけですけれども、急に水が変わったということで苦情がかなりあるということで、おいしいか、おいしくないかというふうになれば、再三あっちこっちに出向きますと、味より安全ということで突き返されますけれども、当然供給箇所がふえれば経費等もかかるかと思えますけれども、それら、永久的な話でなくても、ビジョンを見ますと10年間、10年後の計画で一本化という計画もありますけれども、ある一定期間でも再開できないか、またそういった検討の余地がないのか、改めて伺います。

○委員長（白井二郎） 公営企業局長。

○公営企業局長（佐藤純一） 平成20年度は、暫定的に私ども公営企業局で維持管理させていただいておりまして、平成21年度の4月1日から公営企業法に適用させて私どもが正規に管理することになっております。

脇野沢地区については、川内地区と同様に西通り地区の整備計画として一体的に進めていこうというふうなことで現在計画を策定中でございます、脇野沢の小沢地区についても、川内から現在水を持っていくべく工事中でござ

ざいます。九艘泊地区あるいは脇野沢本村地区という一部地域、点ではなくて面的に西通り全体を検討させていただいて、安全で安心で、そして安定的な供給をしていかなければいけないというふうなことで私ども水道ビジョンにもお示しいたしましたけれども、その水道ビジョンに沿って、今いろいろ協議、計画、策定中でございますので、ご理解を願いたいと思います。

○委員長（白井二郎） 佐々木隆徳委員。

○委員（佐々木隆徳） 今局長が言います、例えば多少の期間でも何でも検討の余地がないという受けとめ方でいいですか。要するに現状はつながっていると、ただとめていると。そういう中での、私今長期的な話でなくて、簡単に言いますと、数年間でも、またある一定の期間なりそういった感じで再開していただけないかと。

それから、聞き及びますと、現状の供給状況でいきますと、何か、これは聞いた話で申しわけないですけども、九艘泊の端っこのほうまでは消毒の液が届いていないと。液というか何と申しますか、そういった話まで聞き及びておりますけれども、その点余地があるかないか、その点だけでも伺います。検討を全くしないのか、ここでストップするのかと、その点だけでも伺います。

○委員長（白井二郎） 公営企業局長。

○公営企業局長（佐藤純一） 現在九艘泊地区の水源は、芋田の沢水に求められておりまして、秋のシーズンでも枯れ葉がたまりまして、水を安定的に供給できない状況でございました。旧脇野沢村時代から、脇野沢本村から持っていこうとして排水溝はもう既に整備済みでございました。赤水が出ましたので、あるいは断水しましたので、その際に検討させていただきましたが、私ども安定的に供給するためには、脇野沢地区から、本村地区から供給していたほうがベターであろうというふうなことで、現在のところ再開することは考えてございません。

○委員長（白井二郎） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（白井二郎） 質疑なしと認めます。

これで議案第122号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（白井二郎） 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第122号を採決いたします。

本案は認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(白井二郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第122号は認定することに決定いたしました。

次は、議案第123号 平成19年度むつ市用地造成事業会計決算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。公営企業局長。

○公営企業局長(佐藤純一) 平成19年度むつ市用地造成事業会計決算についてご説明いたします。決算書は、別冊となっております。

1ページをお開き願います。平成19年度は、歳入合計3,139万5,314円に對しまして、歳出合計は14億6,387万7,280円となり、差し引きで14億3,248万1,914円の不足額を生じた決算となっております。この不足額は平成20年度予算の歳入から繰上充用により措置しております。

2ページをお開き願います。主な歳入は、一般会計からの繰入金3,000万円で95.6%を占めておりまして、その他として電柱敷地貸付料1万5,000円と金谷1丁目の原野95.89平米の売却によります販売売払収入136万3,266円、預金利子1万7,048円となっております。

4ページの歳出では、繰上充用金14億4,219万4,443円で98.5%、公債費で2,133万5,645円、1.5%が主なものとなっております。

以上、平成19年度むつ市用地造成事業会計決算の概要を説明させていただきました。

○委員長(白井二郎) ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。半田義秋委員。

○委員(半田義秋) 我々旧町村地区の議員は、過去二、三年全然、意味がわからなかったのだけれども、私は建設常任委員会に所属してからようやく意味がわかったので、お尋ねします。

これは、今から30年、40年前、これは始めた事業なのですがけれども、市が不動産のようなことをして土地を買って造成して市民へ安く提供するというのが趣旨だったらしいので、そのために14億円の、これ借金があるわけです。これは、毎年利息が2,000万円ずつかかっているのだと、これからもこの金を払わない、土地が売れなければ、これはもう永久に残って行って、毎年2,000万円以上の利子を払っていくのだということになります。そこで、副市長にお尋ねしたいのだけれども、これが今連結決算になっていきますか。もしこれがなるとすると、これは大変ですよ。だから、これ抜本的な改革をしなければならぬと思うのだけれども、私公営企業局だけでは、これはど

うしようもない問題なので、副市長にあえて今聞いています。本当は市長に聞きたいのだけれども、いないので。

(不規則発言あり)

○委員(半田義秋) いやいや、連結決算になったらどうするのですかということ聞いていました。部長でもいいよ。なっているの、連結決算に。

(「なっていない」の声あり)

○委員(半田義秋) なっていないでしょう。もしなったらこれどうするのですか。

○委員長(白井二郎) 副市長。

○副市長(野戸谷秀樹) この会計の数字の示すとおり、大きな数字でございますので、大きな問題だというぐあいに認識しています。

○委員長(白井二郎) 企画部長。

○企画部長(阿部 昇) ただいまの委員のお尋ねの中で、連結決算になっているのかどうかということですが、報告の事案で最終日に質疑を承ることはなっておりますが、4つの指標の中に連結という要素も含めまして、この会計も含めた連結実質赤字というのがありますが、これは基準値を満たしてクリアしております。

それから、他の4つのすべての指標につきましても、クリアしてございます。ただ、最終日のことになりますけれども、この会計を単独でとらえた場合に、資金不足比率という観点がございますが、その部分につきましては、こういう実情に現状ございますので、現下のところは基準値を上回っているという実情にはございます。

あと、一般会計としましては、用地造成事業会計のほうと連携しながら、経営健全化に努めていくという立場にございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○委員長(白井二郎) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(白井二郎) 質疑なしと認めます。

これで議案第123号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(白井二郎) 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第123号を採決いたします。

本案は認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(白井二郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第123号は認定することに決定いたしました。

以上で本委員会に付託された案件の審査はすべて終了いたしました。

なお、本委員会の審査結果報告書並びに委員長報告の案文については、正副委員長にご一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(白井二郎) ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

以上をもちまして、決算審査特別委員会を閉会いたします。

(午後 零時20分 閉会)

上記のとおり相違ありません。

むつ市議会決算審査特別委員会

委員長 白井二郎